

大通達甲（生企）第20号
令和3年7月1日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

生活安全部生活安全企画課長 殿
各 警 察 署 長

生活安全部長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の公布について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）が令和3年6月16日に公布され、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなった。

改正法の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正法の趣旨

最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危害の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合等を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件、当該所持許可を受けた者の義務等が定められたものである。

第2 改正法の概要

1 クロスボウの所持の禁止に関する規定の整備

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、内閣府令で定めるところにより測定した矢の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるもの（以下「クロスボウ」という。）について、所持の禁止の対象とすることとされた（改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項関係）。

2 クロスボウの所持許可制に関する規定の整備

(1) 所持許可に係る規定の整備

標的射撃等の用途に供するためクロスボウを所持しようとする者は、所持しようとするクロスボウごとに、その所持について、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととされた（法第4条第1項関係）。

(2) 所持許可に係るクロスボウであることの確認等の規定の整備

ア クロスボウの所持許可を受けた者は、クロスボウを所持することとなった日から起算して14日以内に、その所持することとなったクロスボウが当該許可に係るクロスボウであるかどうかについて、都道府県公安委員会の確認を受けなければならないこととされた（法第4条の4第1項関係）。

イ 都道府県公安委員会は、標的射撃等の用途に供するため所持許可を受けた者に対

し、その所持するクロスボウが当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、当該許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための措置を執ることを命ずることができることとされた（法第4条の4第3項関係）。

(3) クロスボウの所持許可の要件等に係る規定の整備

ア 都道府県公安委員会は、クロスボウの所持許可について、当該許可を受けようとする者が人的欠格事由に該当する場合、クロスボウの構造又は機能が政令で定める基準に適合しない場合、内閣府令で定める基準に適合する保管設備を有していない場合（クロスボウの保管を専ら他の者に委託して行う場合を除く。）等においては許可をしてはならないこととされた（法第5条関係）。

イ 都道府県公安委員会は、クロスボウの所持許可を受けようとする者が講習修了証明書の交付を受けている場合等でなければ許可をしてはならないこととされた（法第5条の2関係）。

ウ クロスボウの取扱いに関する講習会の実施等に関する規定を設けることとした（法第5条の3の2関係）。

(4) クロスボウの所持許可を受けた者の義務に係る規定の整備

ア 所持許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けたクロスボウを携帯し、又は運搬してはならないこととされた（法第10条第1項関係）。

イ 標的射撃等の用途に供するためクロスボウの所持許可を受けた者は、危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものにおいて当該許可に係る用途に供する場合を除いては、当該許可に係るクロスボウを発射してはならないこととされた（法第10条第2項第2号の2関係）。

ウ 所持許可に係る用途に供する場合を除き、当該許可に係るクロスボウに、矢を装填しておいてはならないこととされた（法第10条第5項関係）。

エ 保管の委託をする場合その他正当な理由がある場合を除き、所持許可に係るクロスボウを自ら保管しなければならず、当該保管に当たっては、内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により行わなければならないこととされた。また、保管に係るクロスボウに適合する矢を当該クロスボウと共に保管してはならないこととされた（法第10条の4関係）。

オ 譲渡する場合における相手方の確認に関する規定を設けることとされた（法第21条の2関係）。

(5) その他の規定の整備

ア クロスボウを使用する国際競技に参加するため本邦に入国する外国人は、当該国際競技で用いるクロスボウの所持について、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととされた（法第6条関係）。

イ 標的射撃等の用途に供するクロスボウの所持許可の有効期間は、当該許可を受け

た日の後のその者の3回目の誕生日（その者の誕生日が2月29日であるときは、その者の誕生日は2月28日であるものとみなす。）が経過するまでの期間とし、当該許可の更新を受けようとする者は、都道府県公安委員会に対し、許可の更新を申請しなければならないこととされた（法第7条の2及び第7条の3関係）。

3 クロスボウの製造又は販売の届出に関する規定の整備

- (1) 都道府県公安委員会に届け出てクロスボウの製造を業とする者は、その製造に係るものを業務のため所持することができることとされた（法第3条第1項第13号関係）。
- (2) 都道府県公安委員会に届け出てクロスボウの販売を業とする者は、自ら輸入したもの又は適法にクロスボウを所持できる者等から譲り受けたものを業務のため所持することができることとされた（法第3条第1項第14号関係）。

4 クロスボウ射撃指導員に関する規定の整備

- (1) 都道府県公安委員会は、クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定することができることとされた（法第9条の3の2関係）。
- (2) クロスボウ射撃指導員は、当該クロスボウ射撃指導員の指導を受ける者が許可を受けて所持しているクロスボウを所持することができることとされた（法第3条第1項第4号の2関係）。
- (3) クロスボウ射撃資格者に対するクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上並びに所持許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の指導に従事するクロスボウ射撃指導員で、当該指導の用途に供するためクロスボウを所持しようとするものは、所持しようとするクロスボウごとに、その所持について、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととされた（法第4条第1項第5号の3関係）。

5 クロスボウ射撃資格の認定に関する規定の整備

- (1) クロスボウの所持許可を受けた者又は受けようとする者のうち、クロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該クロスボウ射撃指導員がその指導の用途に供するため所持許可を受けたクロスボウを所持しようとするものは、あらかじめ、都道府県公安委員会に申請して、その資格の認定を受けなければならないこととされた（法第9条の16関係）。
- (2) クロスボウ射撃資格者は、指導の用途に供するため所持許可を受けたクロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該許可に係るクロスボウを所持することができることとされた（法第3条第1項第4号の9関係）。

6 クロスボウの保管の委託制度に関する規定の整備

- (1) 標的射撃等の用途に供するためクロスボウの所持許可を受けた者は、クロスボウ販売事業者又はクロスボウ射撃指導員で、都道府県公安委員会に届け出てクロスボウを保管することを業とするもの（以下「クロスボウ保管業者」という。）に当該許可に

係るクロスボウの保管を委託することができることとされた（法第10条の8の2関係）。

- (2) クロスボウ保管業者は、その委託に係るクロスボウを内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により保管のため所持することができることとされた（法第3条第1項第9号の2関係）。

7 その他の規定の整備

クロスボウの所持許可の失効、取消し、罰則に関する規定その他所要の規定を整備することとされた。

8 施行期日等

(1) 施行期日

改正法については、一部規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされた。

(2) 経過措置

ア 特定クロスボウ所持者等に関する経過措置

改正法の施行の際現にクロスボウを所持している者（以下「特定クロスボウ所持者」という。）については、改正法の施行の日から起算して6月を経過する日までの間（以下「経過期間」という。）（特定クロスボウ所持者が、経過期間内に特定クロスボウ（特定クロスボウ所持者が改正法の施行の際現に所持しているクロスボウをいう。）について、クロスボウ製造事業者若しくはクロスボウ販売事業者の届出をして当該届出に係る業務のため所持するとき、クロスボウ保管業者の届出をして保管のため所持するとき、又は所持許可の申請をしたときは、当該届出又は申請をした時までの間）は、当該特定クロスボウに関する限り、所持の禁止の規定は適用しないこととされ、当該特定クロスボウ所持者の従業者並びに特定クロスボウについて輸出又は廃棄の取扱いを委託された者及びその従業者についても、同様とすることとされた。

また、これらの場合について、正当な理由なき携帯運搬の禁止、発射の制限、原則として自ら保管する義務、譲渡する場合における相手方の確認に関する規定その他一定の規定を準用することとされた（改正法附則第2条関係）。

イ 特定クロスボウの所持許可の申請をした者に関する経過措置

経過期間内に特定クロスボウについて法第4条の規定による所持許可の申請をした特定クロスボウ所持者については、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、当該申請をした時において、当該特定クロスボウについて当該申請に係る用途に応じた同条の規定による許可を受けたものとみなすこととされた。この場合において、所持許可に係るクロスボウであることの確認等の規定、標的射撃等の用途に供するためクロスボウの所持許可を受けようとする者が講習修了証明書の交付を受けている場合等でなければ許可をしてはならない規定等については適用しないこととし、また、法第4条の規定による所持許可の申請に係る許可（標的射撃等の用途に供す

るためのものに限る。)を受けた者が、当該許可を受けた日から起算して6月を経過する日までに講習修了証明書の交付を受けていない場合等には、当該許可を取り消すものとされた(改正法附則第3条関係)。

ウ 射撃指導員に関する経過措置

改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「旧法」という。)第9条の3の射撃指導員の名称については、改正法において猟銃等射撃指導員に改めるところ、改正法の施行の際現に旧法第9条の3第1項の規定による射撃指導員の指定及びこれに関し必要な申請については、法第9条の3第1項の規定によりされた猟銃等射撃指導員の指定及びこれに関し必要な申請とみなすこととされた(改正法附則第4条関係)。

エ クロスボウ射撃指導員の指定の申請をした者に関する経過措置

経過期間内にクロスボウ射撃指導員の指定の申請をした者については、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、クロスボウ射撃指導員の指定を受けたものとみなすこととされた(改正法附則第5条関係)。

オ その他経過措置

その他経過措置に係る罰則に関する規定が整備された(改正法附則第6条から第12条まで関係)。

第3 運用上の留意事項

1 地域住民等に対する広報活動の推進

クロスボウの所持禁止及び許可制導入を始めとする改正法の内容について、ウェブサイト、SNS等を活用の上、広く地域住民に対して広報を行うこと。

特に、警察署においては、管内のクロスボウを販売し、又は輸入する事業者を把握の上、改正法の内容を周知するとともに、同事業者を通じてクロスボウ所持者への周知を図ること。また、改正法の施行後、大分県公安委員会に届け出たクロスボウ販売事業者に対しては、所持許可を受けていない者に対してクロスボウを販売することがないように、法第21条の2の規定の履行について指導を徹底すること。

2 現にクロスボウを所持している者への対応

(1) クロスボウの引取り

危害予防上の観点から、クロスボウの回収及び廃棄を確実に進めるため、警察署において無償によるクロスボウの引取りを実施すること。

(2) 経過期間中に行うべき手続の周知徹底

改正法の施行の際現にクロスボウを所持している者に対しては、経過期間中の所持許可の申請や廃棄手続が円滑かつ適切に行われるよう、改正法の内容のほか、前記(1)の取組について周知徹底を図ること。

3 警察職員に対する指導教養

改正法の趣旨及び内容について、できる限り速やかに地域警察部門を含む警察職員に指導教養を徹底すること。

4 附帯決議を踏まえた対応

参議院内閣委員会及び衆議院内閣委員会における改正法案の議決に際し、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」がなされたことを踏まえ、改正法の施行に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) クロスボウの所持許可に係る不適格者の排除

欠格事由に該当する者がクロスボウを所持することがないように、厳格な所持許可の審査を行うとともに、法にのっとり、的確な行政処分を実施すること。

(2) 改正法の内容の周知徹底

前記第3の1及び2(2)に定めるところにより対応すること。

(3) インターネット上の取引の取締り

クロスボウのインターネット上の取引について、個人間の売買を含め、法第21条の2の規定に違反する譲渡しが行われていないか、関係事業者とも協力の上、サイバーパトロール等により監視するとともに、違法行為に対し厳正な取締りを行うこと。

(4) クロスボウの輸入時の取締り

クロスボウの輸入について、関税法（昭和29年法律第61号）に基づく措置に関し税関と緊密な連携を図るほか、クロスボウの不法所持に対し厳正な取締りを行うこと。

(生活安全企画課保安係)